平成２１年（フ）第３４０号
福井県勝山市片瀬町２丁目363番地
債務者　岩泉　忠幸
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４１号
福井県吉田郡永平寺町花谷３―12―２、住民票上の住所福井県吉田郡永平寺町轟第19号30番地
債務者　田島　秀雄（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
福井県あわら市二面第41号15番地１　芦原グランドホテル女子寮203号、旧住所神奈川県大和市福田６丁目８番地４　サングレイス桜ヶ丘弐番館203号
債務者　富井　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６２号
福井県吉田郡永平寺町松岡松ヶ原３丁目105番地　松原団地Ｂ棟105号、旧住所福井県越前市中居町第28号８番地の１
債務者　竹澤　美穂
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６３号
福井県越前市北千福町17番地　アルブ一刻館205
債務者　池崎　隆二
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
長野市大字柳原1882番地の４
債務者　富澤　雅則
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
岐阜市西改田村前87番地
債務者　谷口　広美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５０２号
岐阜市切通６丁目４番18号
債務者　本藤　幸次
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５０３号
岐阜市切通６丁目４番18号
債務者　本藤　麻里
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２１号
岐阜市則武西２丁目17番５号セジュール高橋203号室
債務者　池田美登里
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２５号
岐阜県羽島郡笠松町北及658番地メゾンＧ５―202号
債務者　冨永　　肇
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７３号
岐阜県下呂市馬瀬黒石1447番地
債務者　長瀬麻衣子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第８０号
岐阜県下呂市湯之島367番地１
債務者　山下　光恵（旧姓宮地）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
三重県伊賀市ゆめが丘４丁目17番地の６
債務者　寺本　勝美（旧姓粟津）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１９０号
三重県四日市市西町３番12号　レオパレスサンミール209
債務者　石田　孝也
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２２９号
三重県四日市市大字東阿倉川224番地
債務者　後藤　有美
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
三重県桑名市新西方２丁目255番地　いこい北101号室、住民票上の住所三重県四日市市平町11番１号
債務者　新井香菜子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係